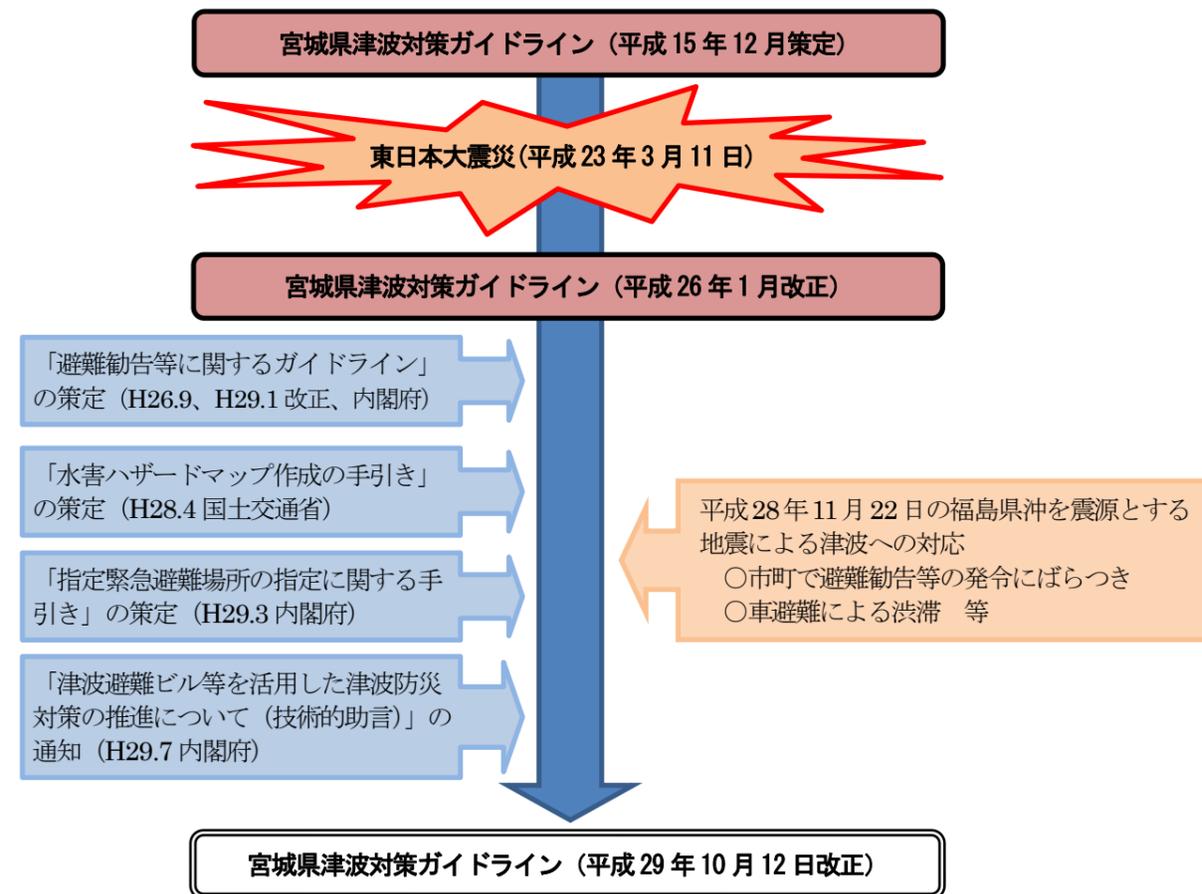


# 宮城県津波対策ガイドラインの改正の概要について

## 1 宮城県津波対策ガイドラインの趣旨及び改正の経緯

- 「宮城県津波対策ガイドライン」は、大地震等による津波に対応するため、過去の津波被害を踏まえ、沿岸市町や防災関係機関等を構成員とする「宮城県津波対策連絡協議会」(※)を平成14年10月に設置し、市町等の津波避難計画策定指針として、平成15年12月に策定したものである。
- その後、東日本大震災で明らかになった課題を踏まえ、県民の命を守ることを第一に、津波襲来時に住民等の円滑な避難を可能とするための津波避難計画策定や防災意識の啓発、避難訓練の実施等について整理し、平成26年1月に大幅な改正を行ったものである。
- 今回の改正は、平成28年11月の福島県沖を震源とする地震による津波への対応の課題、国の「避難勧告等に関するガイドライン」や「水害ハザードマップ作成の手引き」等の策定等を踏まえ、宮城県津波対策連絡協議会や同協議会検討部会等の審議を経て、平成29年10月12日に改正を行ったものである。



※ 宮城県津波対策連絡協議会  
 会長：今村文彦東北大学災害科学国際研究所長  
 構成員：沿岸15市町、沿岸7消防本部(局)  
 (国) 仙台管区气象台、東北地方整備局、宮城海上保安部 等  
 (県) 総務部危機対策課、農林水産部農林水産総務課、土木部河川課 等

## 2 主な改正点

### (1) 津波警報・情報等に関する改正

気象庁が発表する津波に関する警報・情報等について、これまでは、東日本大震災後に改正された、特別警報の創設や予想津波高の表示の変更など改正点を中心に記述していたが、より分かりやすい内容とするため、新たに留意事項や図表等を加え、項目全体を再編成した。

### (2) 避難勧告等の発令基準の改正

#### ○ 避難指示(緊急)の発令

国の「避難勧告等に関するガイドライン」に合わせ、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示(緊急)」のみを発令することに改めた。

#### ○ 避難対象地域の指定

「避難指示(緊急)」発令の際の避難対象地域について、津波浸水想定区域図等に基づき、大津波警報・津波警報・津波注意報で発表される予想津波高に応じて指定することを追記した。

### (3) 指定緊急避難場所、避難経路等の指定・設定の改正

国の「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」等により整理された指定緊急避難場所(津波避難ビルを含む。)の構造等の指定要件等についての記載を改めた。

津波ハザードマップの作成について、国の「水害ハザードマップ作成の手引き」を参考に、住民等の生活範囲などを考慮した市町村界の外側を含めた地図情報等の表示や基準配色を使用した浸水深の表示などについて追記した。

平成28年11月の福島県沖を震源とする地震による津波避難の際の車避難での渋滞の発生を踏まえ、「原則徒歩避難」を強調する記載に改めた。

## 3 その他

今後、市町等の津波避難計画策定を支援するため、新たに「避難対象範囲の指定事例」や、「避難計画策定ワークショップの運営事例」等の事例集を資料編として作成する。

「宮城県津波対策ガイドライン」の改正後全文については、「宮城県総務部危機対策課のホームページ」に掲載しておりますので、ご覧ください。

URL：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kikitaisaku/ks-tsunamigaidorain-top.html>